

亀山市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年5月13日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21660
- 3 路線名 御幸1号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
御幸町字嶋田290番2地先 から御幸町字嶋田162番8 地先まで	旧	86.30	最小	4.30
			最大	8.80
	新	86.30	最小	8.05
			最大	20.06

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21662
- 3 路線名 御幸6号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
御幸町字嶋田279番15地 先から御幸町字嶋田290番 2地先まで	旧	70.20	最小	4.30
			最大	10.70
	新	70.20	最小	7.67
			最大	15.16

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21663
- 3 路線名 御幸2号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
御幸町字嶋田290番4地先 から御幸町字嶋田290番2 地先まで	旧	9.08	最小	3.60
			最大	9.06
	新	6.46	最小	3.60
			最大	9.21